

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物に係る解体工事の場合)

1 . 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体工事	工 程		
	建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

届出書の写しを添付することでもよい。

2 . 解体工事に要する費用 _____ 円(税込)
(受注者の見積金額)

3 . 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 _____ 別紙のとおり
(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

4 . 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円(税込)
(受注者の見積金額)

別紙

